

○交通規制情報管理システム運用要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 1 日 〕
〔 例規甲（交規規）第128号 〕

交通規制情報管理システム運用要領要領

第1 目的

この要領は、交通規制に関する情報を一元的に管理し、情報の共有化及び業務の効率化に資するため、交通規制並びに交通安全施設に関する情報を登録及び管理する交通規制情報管理システム（以下「規制システム」という。）により行う交通規制業務（以下「交通規制業務」という。）の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 準拠

規制システムの運用については、山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第15号。以下「訓令」という。）及び警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システム運用要領の制定について（令和5年7月6日付け、例規甲（情管シ）第24号。以下「情報管理システム運用要領」という。）に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 用語の意義

この要領における用語の意義は、訓令及び情報管理システム運用要領の用語について準用する。

第4 運用所属

規制システムの運用所属は、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）、交通部交通指導課、交通部運転免許課、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）、交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）、総務室会計課及び各警察署とする。

第5 運用管理体制

1 運用管理責任者

規制システムの業務主管課は交通規制課とし、交通部交通規制課長を運用管理責任者とする。

2 運用管理者

- (1) 規制システムの運用所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属に設置されているシステムの管理に関し、必要な事務を処理する。

3 運用管理補助者

運用管理責任者及び運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、所属職員のうち次に掲げる者を充てる。

ア 警察本部

交通規制課にあつては交通規制を担当する課長補佐、高速隊及び交通機動隊にあつては副隊長、その他所属にあつては次席を充てる。

イ 警察署

警察署にあつては、交通担当課長を充てる。

第6 業務区分

1 交通規制業務の区分は次のとおりとする。

- (1) 交通規制に関するデータの登録及び照会
- (2) 道路標識に関するデータの登録及び照会
- (3) 道路標示に関するデータの登録及び照会
- (4) 信号機に関するデータの登録及び照会
- (5) 道路標識工事の設計（特殊工事、システム点検・調整中等は除く。）
- (6) 道路標示工事の設計（特殊工事、システム点検・調整中等は除く。）
- (7) 各種帳票の作成及び出力

2 運用時間

規制システムの運用時間は、保守等の必要がある場合を除き、24時間とする。

第7 利用ファイル

規制システムの運用において作成及び利用するファイルの種類は、次のとおりとする。

ファイルの種類	内	容
交通規制情報ファイル	交通規制台帳	を基に作成するファイル
道路標識管理ファイル	道路標識管理台帳	を基に作成するファイル
道路標示管理ファイル	道路標示管理台帳	を基に作成するファイル
信号機管理ファイル	信号機管理台帳	を基に作成するファイル

第8 アクセス権

1 規制システムを操作する担当者の指定

運用管理者は、規制システムを操作する担当者（以下「端末操作担当者」という。）を指定する場合は、交通規制情報管理システムアクセス申請書（第1号様式）により運用管理責任者に申請するものとし、申請を受けた運用管理責任者は、当該申請に基づき承認を行うものとする。

なお、端末操作担当者の指定を解除するときも同様とする。

2 登録担当者

交通規制課に規制システムへの本登録を行う登録担当者を置き、運用管理責任者が指定するものとする。

第9 登録

第7に定める各ファイルへのデータ登録は、次のとおりとする。また、規制システムへの登録は、高速隊及び警察署においては仮登録とし、本登録は交通規制課におい

て行うものとする。

(1) 交通規制に関するデータ登録

ア 登録区分

登録区分は、新設、変更及び解除の3種類とする。

イ 登録担当所属

登録担当所属は、交通規制課、高速隊及び警察署とする。

(2) 道路標識に関するデータ登録

ア 登録区分

登録区分は、新設、補修及び撤去の3種類とする。

イ 登録担当所属

登録担当所属は、交通規制課、高速隊及び警察署とする。

(3) 道路標示に関するデータ登録

ア 登録区分

登録区分は、新設、補修及び撤去の3種類とする。

イ 登録担当所属

登録担当所属は、交通規制課、高速隊及び警察署とする。

(4) 信号機に関するデータ登録

ア 登録区分

登録区分は、新設、変更及び撤去に関する登録を行う。

イ 登録担当所属

登録担当所属は、交通規制課とする。

第10 データ照会の方法

交通規制、道路標識、道路標示及び信号機に関するデータ照会は、第7の利用ファイルに示したファイルに登録されたデータについて、端末装置により行うものとする。

第11 規制システムに係る交通規制等の上申等手続

1 交通規制の上申手続

- (1) 警察署長は、交通規制を新たに実施し、変更し、又は解除しようとする場合には、1件の交通規制につき交通規制上申書（第2号様式）を2部作成し、1部を送付書（第3号様式）を添えて交通規制課を経由して山梨県公安委員会に送付するものとする。

なお、もう1部は控えとして警察署において保存するものとする。

(2) 添付書類

交通規制上申書には次の書類を添付するものとする。ただし、(ア)、(イ)及び(ウ)の書類については、施工する工事が無い場合又は警察署において工事

設計を行わない場合は不要とする。

- (ア) 道路標識設計書（第4号様式）
- (イ) 道路標示設計書（場所用）（第5号様式）
- (ウ) 道路標示設計書（区間用）（第6号様式）
- (エ) 現場の写真（道路の各方向から撮影したもの）
- (オ) 要望書、図面等があればこれの写し

(3) 道路標識設計書及び道路標示設計書の作成単位

道路標識設計書は、標識柱1本（共架の場合は共架物1つ）につき1部を作成するものとする。また、道路標示設計書は、1か所又は1区間につき1部を作成するものとする。

(4) 留意事項

ア 交通規制上申書の作成及び上申時期は、交通規制の実施予定時期を踏まえ、意思決定並びに道路標識及び標示の設置に要する期間を考慮して、交通規制課と調整の上、決定するものとする。

イ 交通規制が2以上の警察署の管轄区域にわたる場合は、隣接警察署同士で連携し、上申するよう努めるものとする。

2 道路標識の補修報告手続

(1) 報告要領

警察署長は、道路標識を補修する必要があると認めるときは、道路標識補修報告書（第7号様式）を2部作成し、1部を交通規制課に送付するものとする。

なお、もう1部は控えとして警察署において保存しておくものとする。

(2) 添付書類

道路標識補修報告書には、次の書類を添付するものとする。

- (ア) 道路標識設計書
- (イ) 現場の地図
- (ウ) 現場の写真

3 道路標示の補修報告手続

(1) 報告要領

警察署長は、道路標示を補修する必要があると認めるときは、道路標示補修報告書（第8号様式）を2部作成し、1部を交通規制課に送付するものとする。

なお、もう1部は控えとして警察署において保存しておくものとする。

(2) 添付書類

道路標示補修報告書には、次の書類を添付するものとする。

- (ア) 道路標示設計書（場所用）又は道路標示設計書（区間用）
- (イ) 現場の地図

(ウ) 現場の写真

第12 安全の確保

1 情報セキュリティ

規制システムの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、山梨県警察における情報セキュリティに関する対策基準の制定について（令和5年1月4日付け、例規甲（情管シ）第58号。以下「対策基準」という。）及び山梨県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目の制定について（令和5年1月4日付け、例規甲（情管シ）第59号）の定めるところによる。

2 情報の分類

規制システムに係る対策基準第2の1に定める管理対象情報の機密性の分類の範囲その他範囲については、次の表のとおりとする。

管理対象情報の種類機密性完全性可用性交通規制情報管理システム 中 高 高

3 出力資料及び照会に関する記録の取扱い

出力資料及び照会に関する記録の取扱いについては、情報管理システム運用要領の定めるところによる。

第13 運用上の留意事項

1 警察職員は、本業務の利用に当たり交通規制に関する情報の重要性を認識し、その取扱いの適正を期すとともに、本業務の目的以外の目的で不正に照会又は出力させてはならない。

2 端末操作担当者は、公安委員会の意思決定事項、道路標識、道路標示及び信号機設置状況との整合性の確保に努めなければならない。

第14 システムによる上申書等の作成等

上申等に係る第2号様式及び第4号様式から第6号様式までについては、原則として、規制システムにより作成し、交通規制課宛てに送信するものとする。

第15 文書の保存期間

本要領に定める文書の保存期間については、交通規制上申書にあつては5年、道路標識補修報告書及び道路標示補修報告書にあつては1年とする。